

防衛庁における文書の形式に関する訓令を次のように定める。

昭和38年8月14日

防衛庁長官 福田 篤泰

防衛省における文書の形式に関する訓令

改正	昭和39年12月4日庁訓第50号	平成10年12月2日庁訓第46号	平成20年3月25日省訓第12号
	昭和42年7月26日庁訓第14号	平成11年3月19日庁訓第8号	平成21年7月17日省訓第44号
	昭和48年8月18日庁訓第41号	平成12年3月31日庁訓第45号	平成21年7月29日省訓第48号
	昭和48年10月16日庁訓第51号	平成12年6月9日庁訓第76号	平成22年11月30日省訓第42号
	昭和48年11月27日庁訓第60号	平成13年1月6日庁訓第2号	平成23年4月1日省訓第16号
	昭和53年4月17日庁訓第22号	平成13年3月21日庁訓第19号	平成26年5月30日省訓第35号
	昭和53年12月14日庁訓第36号	平成13年11月2日庁訓第76号	平成26年7月24日省訓第40号
	昭和56年2月10日庁訓第1号	平成14年10月25日庁訓第53号	平成27年3月31日省訓第10号
	昭和56年10月1日庁訓第39号	平成15年3月26日庁訓第14号	平成27年10月1日省訓第39号
	昭和57年4月30日庁訓第19号	平成15年10月6日庁訓第64号	平成28年3月28日省訓第18号
	昭和59年6月30日庁訓第37号	平成15年10月8日庁訓第67号	平成29年6月23日省訓第39号
	昭和60年4月6日庁訓第19号	平成16年9月17日庁訓第73号	平成29年10月31日省訓第58号
	昭和63年4月8日庁訓第12号	平成18年3月27日庁訓第10号	平成30年3月26日省訓第15号
	平成元年3月4日庁訓第6号	平成18年7月28日庁訓第83号	平成31年4月26日省訓第23号
	平成元年3月15日庁訓第20号	平成19年1月5日庁訓第1号	令和2年4月28日省訓第29号
	平成9年1月17日庁訓第1号	平成19年8月27日省訓第134号	令和4年3月15日省訓第10号
	平成10年3月25日庁訓第12号	平成20年1月15日省訓第1号	

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 文書の種類（第2条—第15条）

第3章 文書の書式（第16条・第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 この訓令は、防衛省において発する文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含み、私信及び図書、印刷物等で行政事務の処理に必要でないものを除く。以下同じ。）の形式について定めることを目的とする。

2 防衛省において発する文書の形式については、別に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

3 前項に定めるもののほか、防衛装備庁において発する文書の形式については、防衛大臣の承認を得て、防衛装備庁長官が別に定めるところによる。

第2章 文書の種類

（文書の種類）

第2条 防衛省の所掌事務に関し、防衛省において発する文書の種類は、省令、告示、訓令、達、行動命令、一般命令、個別命令、日日命令、防衛大臣指示、統合幕僚長指令、幕僚長指示、統合幕僚長後方業務指示、各幕僚長措置指令、各幕僚長措置指示、通達類とする。

（省令）

第3条 防衛省の所掌事務に関し、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、防衛大臣が発する省令は、防衛省令とする。

2 防衛装備庁長官は、その所掌事務について、前項に規定する防衛省令を発する必要がある場合は、案をそなえて防衛大臣に申請するものとする。

(告示)

第4条 防衛省の所掌事務に関し公示を必要とする場合において、防衛大臣が発する告示は、防衛省告示とする。

(訓令)

第5条 防衛省の所掌事務に関し、防衛大臣が発する規範的命令は、訓令とする。

2 訓令の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 防衛省訓令 防衛省部内の諸機関及び職員に対して発するもの（陸上自衛隊訓令、海上自衛隊訓令及び航空自衛隊訓令により規定すべき事項を除く。）

(2) 陸上自衛隊訓令 陸上自衛隊及び陸上自衛隊の職員に対して発するもの

(3) 海上自衛隊訓令 海上自衛隊及び海上自衛隊の職員に対して発するもの

(4) 航空自衛隊訓令 航空自衛隊及び航空自衛隊の職員に対して発するもの

(自衛隊達)

第6条 訓令その他の命令に基づき又は隊務の管理運営の必要上細部の例規的事項を定めるため、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）が発する命令は、それぞれ自衛隊統合達、陸上自衛隊達、海上自衛隊達又は航空自衛隊達（以下「自衛隊達」という。）とする。

(各部隊達等)

第7条 訓令その他の命令若しくは自衛隊達に基づき又は隊務の管理運営の必要上細部の例規的事項を定めるため、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会、捕虜資格認定等審査会、防衛省本省の施設等機関、幕僚監部（統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部をいう。以下同じ。）、各自衛隊（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊をいう。以下同じ。）の部隊若しくは機関、共同の部隊（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第21条の2第1項に規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊をいう。以下同じ。）、統合部隊（自衛隊法第22条第1項又は第2項の規定により編成された部隊であつて陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか2以上から成るものをいう。以下同じ。）、情報本部、防衛監察本部若しくは地方防衛局の所掌事務に関し又は駐屯地司令、分屯地司令、基地司令若しくは分屯基地司令の職務の実施に関し、それぞれ別表第1に掲げる者が発する命令は、達とする。

2 前項に規定する達の名称は、別表第1に掲げる発令者の区分に応じ、それぞれ当該防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会、捕虜資格認定等審査会、防衛省本省の施設等機関、幕僚監部（統合幕僚監部のうち統合幕僚学校にあつては、統合幕僚学校）、部隊、機関、共同の部隊、統合部隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局若しくは地方防衛支局、駐屯地、分屯地、基地又は分屯基地の名称を冠したものとする。

(行動命令)

第8条 自衛隊法第6章に規定する自衛隊の行動及び行動に伴う後方業務（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第22条第3号に規定する教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充をいう。以下第14条の3において同じ。）に関して、防衛大臣又は別表第2に掲げる者が発する命令は、行動命令とする。

2 前項に規定する行動命令の名称は、防衛大臣が発するものにあつては「自衛隊行動命令」とし、別表第2に掲げる者が発するものにあつては発令者の区分に応じそれぞれ当該幕僚監部、部隊、機関、共同の部隊又は統合部隊の名称を冠したものとする。

(一般命令)

第9条 行動命令をもつて発する場合を除き、統合幕僚監部、各自衛隊、共同の部隊又は統合部隊に関する次の各号に掲げる事項に関して防衛大臣又は別表第3に掲げる者が発する命令は、一般命令とする。

- (1) 部隊及び機関の編成、配置、移動、派遣その他指揮関係の決定に関する事項
- (2) 部隊及び機関に対する任務付与並びに付与された任務の実施に関する事項（法令、訓令及び達により定められたものを除く。）
- (3) 訓練又は演習の実施に関する事項
- (4) 検閲の実施に関する事項
- (5) 前各号に準ずる事項

2 前項に規定する一般命令の名称は、防衛大臣が発するものにあつては「自衛隊一般命令」、「陸上自衛隊一般命令」、「海上自衛隊一般命令」又は「航空自衛隊一般命令」とし、別表第3に掲げる者が発するものにあつては発令者の区分に応じそれぞれ当該幕僚監部、部隊、機関、共同の部隊、統合部隊又は駐屯地、分屯地、基地若しくは分屯基地の名称を冠したものとす。

(個別命令)

第10条 幕僚長、共同の部隊の長、統合部隊の長、情報本部長又はそれらの定める者が発する個々の職員に関する人事発令以外の命令は、個別命令とする。

2 個々の職員に関する人事発令並びに防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、事務次官、防衛審議官並びに防衛省本省の内部部局、防衛人事審議会、施設等機関、防衛監察本部及び地方防衛局に勤務する職員に関する人事発令以外の個別の命令については、別に定めるところによる。

(日日命令)

第11条 統合幕僚監部、各自衛隊、共同の部隊、統合部隊又は情報本部における日常の業務に関して、幕僚長、共同の部隊の長、統合部隊の長、情報本部長又はそれらの定める者が発する命令は、日日命令とする。

(防衛大臣指示)

第12条 自衛隊に関する各般の方針、基本的な実施計画の作成その他自衛隊の隊務を統轄するために必要と認められた重要な事項について、防衛大臣が官房長、局長、防衛省本省の施設等機関の長、幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官に対して発する命令は、防衛大臣指示とする。

(統合幕僚長指令)

第13条 防衛大臣の発する行動命令の執行に関し、その細部の事項を指令するため、統合幕僚長が発する命令は、統合幕僚長指令とする。

(幕僚長指示)

第14条 防衛大臣の発する一般命令の執行に関し、その細部の事項を指示するため、幕僚長が発する命令は、幕僚長指示とする。

2 幕僚長指示の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 統合幕僚長指示 統合幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務に関して命ずるもの
- (2) 陸上幕僚長指示 陸上幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊の隊務（防衛省設置法第23条第2号に係るものを除く。）に関して命ずるもの
- (3) 海上幕僚長指示 海上幕僚監部の所掌事務に係る海上自衛隊の隊務（防衛省設置法第23条第2号に係るものを除く。）に関して命ずるもの
- (4) 航空幕僚長指示 航空幕僚監部の所掌事務に係る航空自衛隊の隊務（防衛省設置法第23条第2号に係るものを除く。）に関して命ずるもの

(統合幕僚長後方業務指示)

第14条の2 統合幕僚長が、自衛隊法第9条の2の規定に基づき、部隊等の運用の円滑

化を図る観点から、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）に対して、当該幕僚長が監督する隊務に関し必要な措置をとらせるために発する文書は、統合幕僚長後方業務指示とする。

（各幕僚長措置指令等）

第14条の3 統合幕僚長指令に伴い必要となる後方業務に関する措置について、各幕僚長が発する命令は、それぞれ陸上幕僚長措置指令、海上幕僚長措置指令又は航空幕僚長措置指令とする。

2 統合幕僚長指示に伴い必要となる後方業務に関する措置について、各幕僚長が発する命令は、それぞれ陸上幕僚長措置指示、海上幕僚長措置指示又は航空幕僚長措置指示とする。

（通達類）

第15条 第3条から前条までに定める文書以外の文書で防衛省において発する文書の種類は、その内容に応じ、通達、承認、許可、上申、申請、報告、進達、通知、協議、照会、依頼、回答、諮問、答申等とする。

2 前項に規定する通達類は、次の各号に掲げるとおり区分する。

- (1) 防衛大臣通達その他防衛大臣名で発する通達類
- (2) 事務次官通達その他事務次官名で発する通達類
- (3) 前2号以外の通達類

第3章 文書の書式

（書式）

第16条 文書の書式は、左横書きとする。ただし、次の各号に掲げる文書については、縦書きとする。

- (1) 法律、政令、省令及び告示の案
- (2) 届出書類の書式で法律、政令、省令及び告示並びにこれらに準ずるものの規定により縦書きとされているもの
- (3) その他慣行上縦書きを適当とするもの

2 省令、告示、訓令、達、行動命令、一般命令、個別命令、日日命令、防衛大臣指示、統合幕僚長指令、幕僚長指示、統合幕僚長後方業務指示、各幕僚長措置指令、各幕僚長措置指示及び通達類（以下「告示等」という。）の書式は、それぞれ様式第1から様式第11までの書式による。

3 各自衛隊の部隊及び機関の長、共同の部隊の長並びに統合部隊の長が発する行動命令であつて様式第3の書式によることが適当でないものについては、統合幕僚長は、あらかじめ防衛大臣の承認を得て様式第3の書式に準じて定めた書式を用いることができる。

4 様式第11の書式によることが適当でない通達類の書式については、防衛省本省の内部部局に関するものについては大臣官房長が定め、防衛省本省の施設等機関に関するものについては当該施設等機関の長が、統合幕僚監部及び共同の部隊に関するものについては統合幕僚長（自衛隊情報保全隊に関するものにあつては、陸上幕僚長）が、各自衛隊に関するものについては各幕僚長が、情報本部に関するものについては情報本部長が、防衛監察本部に関するものについては防衛監察監が、地方防衛局に関するものについては地方防衛局長が、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、それぞれ定めることができる。

（電送文書の書式）

第17条 防衛省本省の施設等機関の長、幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長は、それぞれ当該施設等機関、統合幕僚監部、各自衛隊、共同の部隊及び統合部隊、情報本部、防衛監察本部並びに地方防衛局における電送文書の書式については、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、前条第2項に規定する書式以外の書式を定めることができる。

2 防衛省本省の内部部局において発する電送文書の書式については、別に定める。

第4章 雑則

(委任規定)

第18条 この訓令の実施に関し必要な事項は、防衛省本省の内部部局に関するものについては大臣官房長が、防衛省本省の施設等機関に関するものについては当該施設等機関の長が、統合幕僚監部及び共同の部隊に関するものについては統合幕僚長（自衛隊情報保全隊に関するものにあつては、陸上幕僚長）が、各自衛隊に関するものについては各幕僚長が、情報本部に関するものについては情報本部長が、防衛監察本部に関するものについては防衛監察監が、地方防衛局に関するものについては地方防衛局長が、それぞれ定める。

附 則

この訓令は、昭和38年8月14日から施行する。

附 則（昭和39年12月4日庁訓第50号）

この訓令は、昭和39年12月4日から施行する。

附 則（昭和42年7月26日庁訓第14号）

この訓令は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則（昭和48年8月18日庁訓第41号）

この訓令は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日庁訓第51号）

この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和48年11月27日庁訓第60号）

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則（昭和53年4月17日庁訓第22号）

この訓令は、昭和53年4月17日から施行する。

附 則（昭和53年12月14日庁訓第36号）

この訓令は、昭和53年12月14日から施行する。

附 則（昭和56年2月10日庁訓第1号）

この訓令は、昭和56年2月10日から施行する。ただし、第9条中俸給の特別調整額に関する訓令別表ハの改正規定及び第15条の改正規定は、同年3月25日から施行する。

附 則（昭和56年10月1日庁訓第39号）

この訓令は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日庁訓第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日庁訓第12号）

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成元年3月4日庁訓第6号）（抄）

1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。

5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成元年3月15日庁訓第20号）

この訓令は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成10年3月25日庁訓第12号）（抄）

この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

- 附 則（平成10年12月2日庁訓第46号）
この訓令は、平成10年12月8日から施行する。
- 附 則（平成11年3月19日庁訓第8号）
この訓令は、平成11年3月29日から施行する。
- 附 則（平成12年3月31日庁訓第45号）
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則（平成12年6月9日庁訓第76号）
この訓令は、平成12年6月16日から施行する。
- 附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）
1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。
- 附 則（平成13年3月21日庁訓第19号）
この訓令は、平成13年3月27日から施行する。
- 附 則（平成13年11月2日庁訓第76号）
この訓令は、平成13年11月2日から施行する。
- 附 則（平成14年10月25日庁訓第53号）（抄）
1 この訓令は、平成14年11月1日から施行する。
- 附 則（平成15年3月26日庁訓第14号）
この訓令は、平成15年3月27日から施行する。
- 附 則（平成15年10月6日庁訓第64号）（抄）
1 この訓令は、平成15年10月6日から施行する。
- 附 則（平成15年10月8日庁訓第67号）
この訓令は、平成15年10月8日から施行する。
- 附 則（平成16年9月17日庁訓第73号）
この訓令は、平成16年9月17日から施行する。
- 附 則（平成18年3月27日庁訓第10号）（抄）
1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。
- 附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）
1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。
- 附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）
1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
- 附 則（平成19年8月27日省訓第134号）
この訓令は、平成19年9月1日から施行する。
- 附 則（平成20年1月15日省訓第1号）
この訓令は、平成20年1月16日から施行する。
- 附 則（平成20年3月25日省訓第12号）（抄）
1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。
- 附 則（平成21年7月17日省訓第44号）（抄）
1 この訓令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号）の施行の日から施行する。
- 附 則（平成21年7月29日省訓第48号）
この訓令は、平成21年8月1日から施行する。
- 附 則（平成22年11月30日省訓第42号）
1 この訓令は、平成22年11月30日から施行する。
- 附 則（平成23年4月1日省訓第16号）
1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則（平成26年5月30日省訓第35号）
1 この訓令は、平成26年5月30日から施行する。
- 附 則（平成26年7月24日省訓第40号）

- 1 この訓令は、平成26年7月25日から施行する。
附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）
- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。
附 則（平成28年3月28日省訓第18号）
この訓令は、平成28年3月29日から施行する。
附 則（平成29年6月23日省訓第39号）
この訓令は、平成29年7月1日から施行する。
附 則（平成29年10月31日省訓第58号）
この訓令は、平成29年11月1日から施行する。
附 則（平成30年3月26日省訓第15号）（抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。
附 則（平成30年3月26日省訓第15号）（抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。
附 則（平成31年4月26日省訓第23号）（抄）
- 1 この訓令は、平成31年5月1日から施行する。
附 則（令和2年4月28日省訓第29号）
この訓令は、令和2年4月28日から施行する。
附 則（令和4年3月15日省訓第10号）
この訓令は、令和4年3月17日から施行する。ただし、第19条の規定による改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第2ヌ中第4潜水隊に係る規定は、令和4年3月9日から適用する。

別表第1（第7条関係）

区分	発 令 者
防衛人事審議会	防衛人事審議会議長
自衛隊員倫理審査会	自衛隊員倫理審査会議長
防衛調達審議会	防衛調達審議会議長
防衛施設中央審議会	防衛施設中央審議会議長
防衛施設地方審議会	防衛施設地方審議会議長
捕虜資格認定等審査会	捕虜資格認定等審査会議長
施設等機関	防衛大学校長 防衛医科大学校長 防衛研究所長
統合幕僚監部	統合幕僚長 統合幕僚学校長
陸上自衛隊	陸上幕僚長 陸上総隊司令官 方面総監 師団長 旅団長 団長、連隊長、群長、独立大隊（防衛大臣並びに団以上の部隊の長及び機関の長に直属する大隊をいう。）の長及びこれらに準ずる部隊の長で陸上幕僚長の定める者 教育訓練研究本部長 補給統制本部長 学校長（自衛隊体育学校長を含む。）、分校長、補給処長、補給処支処長、自衛隊中央病院長、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長及び自衛隊地方協力本部長 駐屯地司令及び陸上幕僚長の定める分屯地司令
海上自衛隊	海上幕僚長 自衛艦隊司令官 護衛艦隊司令官 航空集団司令官 潜水艦隊司令官 地方総監 教育航空集団司令官 練習艦隊司令官

衛 隊	群司令、隊司令及びこれらに準ずる部隊（クルーを含む。）の長で海上幕僚長の定める者 自衛艦の長で海上幕僚長の定める者 補給本部長 学校長、補給処長、補給処支処長及び海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長
航 空 自 衛 隊	航空幕僚長 航空総隊司令官 航空支援集団司令官 航空教育集団司令官 航空開発実験集団司令官 航空方面隊司令官 団司令及びこれに準ずる部隊の長で航空幕僚長の定める者 補給本部長 学校長、補給処長、補給処支処長及び航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長 基地司令及び航空幕僚長の定める分屯基地司令
共同の 部隊	自衛隊情報保全隊司令及び情報保全隊長 自衛隊サイバー防衛隊司令
統合部 隊	統合部隊の長
情報本 部	情報本部長
防衛監 察本部	防衛監察監
地方防 衛局	地方防衛局長 地方防衛支局長

別表第2（第8条関係）

区分	発 令 者
統合幕 僚監部	統合幕僚長 統合幕僚学校長
陸 上 自 衛 隊	陸上幕僚長 陸上総隊司令官 方面総監 師団長 旅団長 団長、連隊長、群長、大隊長、中隊長及びこれらに準ずる部隊の長で陸上幕僚長の定める者 自衛隊法第22条第1項又は第2項の規定により編成された特別の部隊の長で上掲の部隊の長に準ずる者 教育訓練研究本部長 補給統制本部長 学校長（自衛隊体育学校長を含む。）、分校長、補給処長、補給処支処長、補給処出張所長、自衛隊中央病院長、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長、自衛隊地方協力本部長及び自衛隊地方協力本部出張所長
	海上幕僚長

海上自衛隊	自衛艦隊司令官 護衛艦隊司令官 航空集団司令官 潜水艦隊司令官 地方総監 教育航空集団司令官 練習艦隊司令官 群司令、隊司令、基地分遣隊長、警備所長及びこれらに準ずる部隊（クルーを含む。）の長で海上幕僚長の定める者 自衛艦の長で海上幕僚長の定める者 自衛隊法第22条第1項又は第2項の規定により編成された特別の部隊の長で上掲の部隊の長に準ずる者 補給本部長 学校長、補給処長、補給処支処長及び海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長
航空自衛隊	航空幕僚長 航空総隊司令官 航空支援集団司令官 航空教育集団司令官 航空開発実験集団司令官 航空方面隊司令官 団司令、群司令及びこれらに準ずる部隊の長で航空幕僚長の定める者 自衛隊法第22条第1項又は第2項の規定により編成された特別の部隊の長で上掲の部隊の長に準ずる者 補給本部長 学校長、補給処長、補給処支処長及び航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長
共同の部隊	自衛隊情報保全隊司令及び当該部隊の隷下部隊（隊本部を除く。）の長 自衛隊サイバー防衛隊司令及び当該部隊の隷下部隊（隊本部を除く。）の長
統合部隊	統合部隊の長

別表第3（第9条関係）

区分	発令者
統合幕僚監部	統合幕僚長 統合幕僚学校長
陸上自衛隊	陸上幕僚長 陸上総隊司令官 方面総監 師団長 旅団長 団長、連隊長、群長、大隊長、中隊長及びこれらに準ずる部隊の長で陸上幕僚長の定める者 自衛隊法第22条第1項又は第2項の規定により編成された特別の部隊の長で上掲の部隊の長に準ずる者 教育訓練研究本部長 補給統制本部長

	<p>学校長（自衛隊体育学校長を含む。）、分校長、補給処長、補給処支処長、補給処出張所長、自衛隊中央病院長、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長、自衛隊地方協力本部長及び自衛隊地方協力本部出張所長 駐屯地司令及び陸上幕僚長の定める分屯地司令</p>
海上自衛隊	<p>海上幕僚長 自衛艦隊司令官 護衛艦隊司令官 航空集団司令官 潜水艦隊司令官 地方総監 教育航空集団司令官 練習艦隊司令官 群司令、隊司令、基地分遣隊長、警備所長及びこれらに準ずる部隊（クルーを含む。）の長で海上幕僚長の定める者 自衛艦の長で海上幕僚長の定める者 自衛隊法第22条第1項又は第2項の規定により編成された特別の部隊の長で上掲の部隊の長に準ずる者 補給本部長 学校長、補給処長、補給処支処長及び海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長</p>
航空自衛隊	<p>航空幕僚長 航空総隊司令官 航空支援集団司令官 航空教育集団司令官 航空開発実験集団司令官 航空方面隊司令官 団司令、群司令及びこれらに準ずる部隊の長で航空幕僚長の定める者 自衛隊法第22条第1項又は第2項の規定により編成された特別の部隊の長で上掲の部隊の長に準ずる者 補給本部長 学校長、補給処長、補給処支処長及び航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長 基地司令及び航空幕僚長の定める分屯基地司令</p>
共同の部隊	<p>自衛隊情報保全隊司令及び当該部隊の隷下部隊（隊本部を除く。）の長 自衛隊サイバー防衛隊司令及び当該部隊の隷下部隊（隊本部を除く。）の長</p>
統合部隊	<p>統合部隊の長</p>

様式第1（第16条関係）

省 令

			 	令和	○防衛省令第	
				年	号	
				月	号	
				日	号	
				防衛大臣 氏名	号	
。						

本文	題名	制定者名	年月日	制定文	番号
----	----	------	-----	-----	----

- (1) 番号は、国立印刷局により暦年ごとの一連番号が付される。
- (2) 制定文中には、当該省令の根拠となる規定がある場合は、当該規定を明示する。
- (3) 題名は、必要がないと認めるときは省略することができる。
- (4) 他の省庁との共同の省令については、この様式を準用するほか、主たる省庁の省令の様式による。

様式第1の2（第16条関係）

告 示

				令和 年 月 日		○防衛省告示第 号
				防衛大臣 氏 名		

}						}	
本	題	告	年	制	番		
文	名	示	月	定	号		
		者	日	文			
		名					

- (1) 番号は、国立印刷局により暦年ごとの一連番号が付される。
- (2) 制定文中には、当該告示の根拠となる規定がある場合は、当該規定を明示する。
- (3) 題名は、必要がないと認めるときは省略することができる。
- (4) 他の省庁との共同の告示については、この様式を準用するほか、主たる省庁の告示の様式による。

様式第2（第16条関係）

訓 令 及 び 達

番 号	〇〇〇訓令第	号
制 定 文	_____	
制 定 年 月 日	令和	年 月 日
制 定 者 名	_____	
題 名	職名（階級）氏	名

目 次	目次	
	第1章 _____	（第 条—第 条）
	第2章 _____	
	第1節 _____	（第 条—第 条）

本 則	附 則	
	第1章 _____	
	（ _____ ）	
附 則	第1条 _____	
	2 _____	

	附 則	

- (1) 番号は、訓令及び達の種類に従い、「防衛省訓令第 号」、「陸上自衛隊訓令第 号」、「海上自衛隊達第 号」及び「航空総隊達第 号」の例により記載するものとし、それぞれ暦年ごとの一連番号を付するのを例とする。
- (2) 制定文中には当該訓令及び達の根拠となる規定を明示するものとする。
- (3) 訓令及び達の内容が簡単な場合、特に改廃等の場合にあつては、制定文を記載すべき箇所には本則に記載すべき事項を併せて記載し、制定文、題名、本則及び附則を区別することを要しない。
- (4) 制定者名が自衛官以外の隊員である場合には、階級は記載しない。
- (5) 題名は、「〇〇に関する訓令」、「〇〇規則」等とする。
- (6) 目次は、本則の内容が簡単な場合には付けないことができる。ただし、本則を章節等に区分するときは、付けるものとする。
- (7) 本則は、内容が簡単な場合を除き条文をもつて示し、必要のあるときは章節等に区分する。
- (8) 各条の見出しは、条文の内容が簡単な場合を除き付けるものとし、連続する2以上の条文が類似した内容のものであるときは、当該条文の最初のものにまとめてつけることができる。
- (9) 附則は、当該訓令及び達の施行期日、適用期日及び施行に伴う経過措置、関係ある他の訓令の改廃等付随的な事項を規定する。
- (10) 配字及び用語については、おおむね、法律の書式をそのまま横にした書式及び法律用語を用いるものとする。

様式第3（第16条関係）

行 動 命 令
一 般 命 命 令
個 別 命 命 令
日 日 命 命 令

番 号	〇〇第 号
発令年月日	_____
時 刻	_____
発令場所	
題 名	_____ 命令
本 文	1 _____。
	2 _____。
発令者名	職名（階級）氏 名

(1) 宛先
(2) 配布区分
(3) 添付書類又は関連文書
(4) 伝達方法
(5) 伝達終了時刻

(1) 番号の記載の要領は次による。

1 2 3
○ ○ 第 号

ア 1の部分は、発令者の略号を次の表に掲げる例により記載する。

発 令 者	略 号
防衛大臣	自（陸、海、空）
陸上幕僚長	陸 幕
第3師団長	3 師
自衛艦隊司令官	自艦隊
第2護衛隊群司令	2 護群
第1航空団司令	1 空団

イ 2の部分は次の区分により記載する。

命 令 の 種 別	略 号
防衛出動の場合の行動命令	行 防 命
治安出動の場合の行動命令	行 治 命
警護出動の場合の行動命令	行 護 命
防御施設構築の措置の場合の行動命令	行 御 命
防衛出動下令前の行動関連措置の場合の行動命令	行 防 行 命
国民保護等派遣の場合の行動命令	行 国 命

治安出動下令前に内閣総理大臣の承認を得て行う情報収集の場合の行動命令	行 治 情 命
海上における警備行動の場合の行動命令	行 警 命
海賊対処行動の場合の行動命令	行 賊 命
弾道ミサイル等に対する破壊措置の場合の行動命令	行 弾 命
災害派遣の場合の行動命令	行 災 命
地震防災派遣の場合の行動命令	行 震 命
原子力災害派遣の場合の行動命令	行 原 命
領空侵犯に対する措置の場合の行動命令	行 領 命
機雷等の除去の場合の行動命令	行 機 命
在外邦人等の保護措置の場合の行動命令	行 保 命
在外邦人等の輸送の場合の行動命令	行 輸 命
重要影響事態に際して行う後方支援活動、捜索救助活動又は船舶検査活動の場合の行動命令	行 後 命
国際緊急援助活動又は当該活動に係る輸送の場合の行動命令	行 緊 命
国際平和協力業務又は委託に基づく輸送の場合の行動命令	行 平 命
国際平和共同対処事態に際して行う協力支援活動、捜索救助活動又は船舶検査活動の場合の行動命令	行 共 命
防衛出動待機命令	防 待 命
治安出動待機命令	治 待 命
一般命令	般 命
個別命令	個 命
日日命令	日 命

ウ 3の番号は暦年ごとの一連番号とする。ただし、これにより難しい場合は、整理上適当な方法で番号をつけることができる。

- (2) 発令年月日時刻は、令和元年5月1日1300の例により記載する。ただし、一般命令、個別命令及び日日命令においては、時刻の記載を省略することができる。また、発令の時刻は、発令者が命令の案を決裁する場合に指定するものとし、特に指定のない場合は、決裁の時刻とする。
- (3) 発令場所は、命令を発する際における発令者の所在する場所を記載するものとし、発令者の所在する場所を特に示す必要のない場合は、発令場所の記載を省略することができる。
- (4) 題名は、命令の内容を簡明に表し「……に関する第11連隊行動命令」の例により記載するものとし、内容を示すことが困難な場合は、「第3師団行動命令」の例により名称のみ記すことができる。
- (5) 本文はなるべく箇条書きとし、簡潔に記載する。個別命令は、通常、行の右端に寄せて受令者の職名、階級及び氏名を記載し（自衛官以外の隊員にあつては階級は記載しない。）、行の左端に寄せて命令事項を記載するものとする。
- (6) 発令者名は発令者の職名、階級及び氏名を記載する。ただし、防衛大臣の発する命令は、「防衛大臣氏名」と記載する。
- (7) 宛先以下の記載は、次の要領による。
 - ア 宛先は、当該命令の受令者の職名を記載する。
 - イ 配布区分は、当該命令に関係があつて配布を要する者を記載する。
 - ウ 添付書類又は関連文書の記載は、必要のないものについては省略することができる。
 - エ 伝達終了時刻は、伝達を受けた者が伝達を受けた時刻を記入する。発令者は、伝達を終了した時刻を当該命令の原議に記入する。

様式第4（第16条関係）

防 衛 大 臣 指 示

番 号 発令年月日	防衛大臣指示第 号 令和 年 月 日
宛 先	_____ 殿
発令者名	防衛大臣
題 名	_____ に関する防衛大臣指示
本 文	_____

	(1) 配布区分 (2) 添付書類又は関連文書

- (1) 宛先は、官房長、局長、防衛省本省の施設等機関の長、幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官の職名を記載する。
- (2) 前文においては、当該指示の根拠を明らかにしなければならない。
- (3) (1) 及び (2) 以外の記載は、様式第3の要領に準じて行う。

様式第 5 (第16条関係)

統 合 幕 僚 長 指 令

番 号	統合幕僚長指令第 号
発令年月日	_____
発令場所	_____
題 名	_____ に関する統合幕僚長指令
前 文	_____ に基づき
	次のように指令する。
本 文	1 _____。
	2 _____。
発令者名	職名 階級 氏 名
	(1) 宛先
	(2) 配布区分
	(3) 添付書類又は関連文書
	(4) 伝達方法
	(5) 伝達終了時刻

- (1) 前文においては、当該指令の根拠を明らかにしなければならない。
(2) (1) 以外の記載は、様式第 3 の要領に準じて行う。

様式第 6 (第16条関係)

幕 僚 長 指 示

番 号	〇〇指示第 号
発令年月日	_____
発令場所	_____
題 名	_____ に関する〇〇幕僚長指示
前 文	_____ に基づき
	次のように指示する。
本 文	1 _____。
	2 _____。
発令者名	職名 階級 氏 名
	(1) 宛先
	(2) 配布区分
	(3) 添付書類又は関連文書
	(4) 伝達方法
	(5) 伝達終了時刻

- (1) 番号の記載は、発令者の区分に従い「統合幕僚長指示第 号」の例により記載する。
- (2) 前文においては、当該指示の根拠を明らかにしなければならない。
- (3) (1) 及び (2) 以外の記載は、様式第 3 の要領に準じて行う。

様式第7（第16条関係）

統 合 幕 僚 長 後 方 業 務 指 示

番 号
発簡年月日
宛 先
発 簡 者
題 名
本 文

	統後指示第 号 <u>令和</u> 年 月 日
〇〇幕僚長 殿	
	統合幕僚長
_____に関する統合幕僚長後方業務指示	

_____。	
(1) 配布区分	
(2) 添付書類又は関連文書	

- (1) 宛先は、各幕僚長の職名を記載する。
- (2) (1) 以外の記載は、様式第3の要領に準じて行う。

様式第 8 (第16条関係)

各 幕 僚 長 措 置 指 令

番 号	〇〇措置指令第 号
発令年月日	_____
発令場所	_____
題 名	_____ に関する〇〇幕僚長措置指令
前 文	_____。
本 文	1 _____。
	2 _____。
発令者名	職名 階級 氏 名

(1) 宛先
(2) 配布区分
(3) 添付書類又は関連文書
(4) 伝達方法
(5) 伝達終了時刻

- (1) 番号の記載は、発令者の区分に従い「陸上幕僚長措置指令第 号」の例により記載する。
- (2) 前文においては、当該措置指令の根拠を明らかにしなければならない。
- (3) (1) 及び (2) 以外の記載は、様式第 3 の要領に準じて行う。

様式第9（第16条関係）

各 幕 僚 長 措 置 指 示

番 号	〇〇措置指示第 号
発令年月日	_____
発令場所	_____
題 名	_____ に関する〇〇幕僚長措置指示
前 文	_____。
本 文	1 _____。
	2 _____。
発令者名	職名 階級 氏 名

(1) 宛先
(2) 配布区分
(3) 添付書類又は関連文書
(4) 伝達方法
(5) 伝達終了時刻

- (1) 番号の記載は、発令者の区分に従い「陸上幕僚長措置指示第 号」の例により記載する。
- (2) 前文においては、当該措置指示の根拠を明らかにしなければならない。
- (3) (1) 及び (2) 以外の記載は、様式第3の要領に準じて行う。

様式第10（第16条関係）

通達類（防衛大臣又は事務次官が発する通達類）

番 号	〇〇〇第 号
発簡年月日	令和元年5月1日
宛 先	□〇・・・・〇□殿
発 簡 者	〇・・・・〇 印
件名（文書の種類）	□□□〇・・・・〇□□□ 〇・・・・について（通達）
本 文	□〇・・・・〇 〇・・・・〇。 1 □〇・・・・〇。 2 □〇・・・・〇。
関連文書等	関連文書： 添付書類： 写送付先：

- (1) 棒線は版面を、〇・・・・・・・・〇は文字を、□は一字分の空間を示す。
- (2) 番号は、第15条第2項第1号及び第2号ごとに区分し、暦年ごとの一連番号を大臣官房文書課において付与するものとする。
- (3) 発簡年月日は、次のように記載する。
例 令和元年5月1日
- (4) 宛先は、連記することができる。
例 大臣官房長
各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長 □殿
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
各 地 方 防 衛 局 長
防 衛 装 備 庁 長 官
- (5) 宛先及び発簡者名は、職名を記載する。
- (6) 公印及び契印の押印については、総括文書管理者（防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）第3条に規定する総括文書管理者をいう。様式第1

1において同じ。)の定めるところによる。

- (7) 件名は、一見して内容の趣旨がわかるように、できる限り簡潔な標題をつける。
- (8) 本文は、内容に応じ、なるべく箇条書の方法をとり入れ、一読して理解しやすい文章とする。
本文の書き出しを「標記について、」としたときは、本文が件名と重複しないようにする。
- (9) 関連文書及び添付書類は、文書の番号及び日付を記載する。文書の番号のないときは、件名を記載する。
例 関連文書：防官文第〇〇号（令和元年5月1日）
添付書類：警察庁丙人発第〇〇号（令和元年5月1日）
関連文書とは、本文に直接に関係して参照されるべき文書をいい、添付書類とは、本文に添付される書類をいう。
- (10) 写送付先は、当該文書の直接の相手方ではないが、当該文書の内容に関係があつて写しを送付することを必要とする者の職名を記載する。

番 号
発簡年月日
宛 先

〇〇〇第 号
令和元年5月1日

□〇・・・・〇□殿

発 簡 者

〇・・・・〇 印

件名（文書
の種類）

□□□〇・・・・〇□□□
〇・・・・〇について（〇〇）

本 文

□〇・・・・〇
〇・・・・〇。

1 □〇・・・・〇。
2 □〇・・・・〇。

関連文書等

関連文書：
添付書類：
写送付先又は配布区分：
連 絡 先：

- (1) 棒線は版面を、〇……〇は文字を、□は一字分の空間を示す。
- (2) 面が多数のページにわたる場合は、算用数字によりページ番号を記載することができる。ページ番号は、とじしろの反対側の上方に記載するものとする。
- (3) 番号は、暦年ごとの一連番号とする。ただし、これにより難しい場合は、整理上適当な方法で番号を付けることができる。
- (4) 発簡年月日は、次のように記載する。
例 令和元年5月1日
- (5) 宛先は、連記することができる。
例 統合幕僚監部運用部長
防衛装備庁各部長□殿
防衛装備庁陸上装備研究所長
宛先に「経由」又は「気付」を付記するときは、次のように記載する。
例 □防衛大臣□殿
□□（統合幕僚長経由）
□□（文書課長気付）
- (6) 宛先及び発簡者名は、職名を記載する。ただし、相手方が防衛省外であって、これによるのが適当でないなどの場合には、人名を併記し、又は人名を記載する。宛先並びに発簡者の職名及び人名は、1行又は2行に記載することができる。

例 防衛大臣□山川 一郎
防衛大臣
山川 一郎

- (7) 公印及び契印の押印については、総括文書管理者の定めるところによる。
- (8) 件名は、一見して内容の趣旨がわかるように、できる限り簡潔な標題をつける。また、括弧内には、通達、回答のような、文書の種類を表す言葉を記載する。ただし、記載することが適当でないなどの場合には、省略することができる。
- (9) 本文は、内容に応じ、なるべく箇条書の方法をとり入れ、一読して理解しやすい文章とする。
本文の書き出しを「標記について、」としたときは、本文が件名と重複しないようにする。
- (10) 関連文書及び添付書類は、文書の番号及び日付を記載する。文書の番号のないときは、件名を記載する。
例 関連文書：防官文第〇〇号（令和元年5月1日）
添付書類：令和2年度基本計画書
関連文書とは、本文に直接に関係して参照されるべき文書をいい、添付書類とは、本文に添付される書類をいう。
- (11) 写送付先は、当該文書の直接の相手方ではないが、当該文書の内容に関係があつて写しを送付することを必要とする者の職名を記載する。
- (12) 連絡先を相手方に知らせる必要のあるときは、当該文書の主管課、担当官、電話番号等を記載することができる。
例 連絡先：大臣官房文書課 〇〇事務官
電話 3268-3111
内線 〇〇〇〇〇